

群馬県立安中総合学園高等学校同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は群馬県立安中総合学園高等学校同窓会と称し、事務局を母校内におく。母校とは群馬県立安中総合学園高等学校のことを指す。事務局は本会会務の執行にあたる。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、併せて母校の発展を期することを目的とする。

第2章 会員

- 第3条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 正会員 群馬県立安中総合学園高等学校卒業生
 - 2 会友 群馬県立安中実業高等学校・蚕糸高等学校卒業生及び旧職員、群馬県立安中高等学校卒業生及び旧職員
 - 3 準会員 在校生
 - 4 特別会員 母校の現職員及び旧職員

第3章 組織

- 第4条 本会は、次の役員をおく。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 書記 若干名
 - 4 会計 若干名
 - 5 常任幹事 若干名
 - 6 期別幹事 各組1名（期別幹事代表1名）
 - 7 会計監査 若干名
 - 8 顧問 若干名
- 第5条 本会の役員選出は、次の方法による。
- 1 会長及び副会長は総会において正会員の中より選出する。→付則1
 - 2 書記及び会計は会長が委嘱する。
 - 3 常任幹事は正会員の中より会長が委嘱する。
 - 4 期別幹事は卒業生の互選とする。
 - 5 会計監査は総会で選出し承認を得るものとする。
 - 6 顧問は校長及び総会で承認された者とする。
- 第6条 本会役員の任務は、次の通りとする。
- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は互選によりその職務を代行する。
 - 3 書記は本会の事務一般を行い、会計は本会の会計業務を行う。
 - 4 常任幹事は会長・副会長を補佐し、本会と会員との連絡にあたる。
 - 5 期別幹事は卒業生を代表し、本会と会員との連絡にあたる。
 - 6 会計監査は本会の会計を監査する。
 - 7 顧問は本会運営の指導助言を行う。
- 第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第8条 本会は必要のある場合、支部及び部会を設け、ここに役員をおくことができる。

第4章 事業

第9条 本会は第2条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- 1 母校発展についての協力
- 2 会員相互の親睦と研究の推進
- 3 母校関係功労者に対する感謝表彰
- 4 その他必要と認めた事項
- 5 部活動への激励金を支給（規約は別紙参照）

第5章 会議

第10条 本会の会議は総会・本部役員会とし、会長が召集し議長を務める。

第11条 総会は毎年1回開き、次の事項を審議・議決する。

- 1 本会の事業
- 2 予算・決算
- 3 役員の変更
- 4 会則の改正
- 5 その他本会の目的達成に関する事項

第12条 本部役員会は会長・副会長・書記・常任幹事・会計監査で構成し、本会の運営を掌り、次の事項を審議する。

- 1 会務運営に関わる事項
- 2 総会に関わる事項
- 3 その他必要と認めた事項

第13条 議決は出席会員の過半数をもって成立する。

第14条 重要かつ緊急案件の生じた場合、会長は臨時総会を招集することができる。

第15条 本会の目的を達成するために、本部役員会で必要と認めるときは特別委員会を設置することができる。その際、特別委員は会長が委嘱する。

第6章 会計

第16条 本会の経費は入会金・終身会費・寄付金その他をもってあてる。

正会員は入会時に入会金として金2,000円並びに終身会費として全日制金5,000円、定時制金1,300円を納入する。

第17条 本会会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 補則

第18条 本会則を改定する必要があるときは、総会において決議するものとする。

第19条 会員の住所氏名等に異動がある時は、直ちに事務局に連絡するものとする。

付則

- 1 当分の間、会長及びその他の役職は会友の中より選出できるものとする。
- 2 本会計の収入及び支出の決済権限は会長にあるものとする。ただし、当分の間母校校長に委任することができる。
- 3 本会則は平成21年3月2日より施行する。
- 4 平成22年5月29日終身会費一部改正する。
- 5 平成27年5月23日第一条、第五条を一部改正する。
- 6 平成28年5月21日より第九条を一部改正する。